

運輸安全マネジメント安全管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために順守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本規程は、株式会社トラストシップの貨物運送事業に係る業務活動に適用します。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全確保のため、次に掲げる事項について主体的に関与し、会社全体の安全管理体制を構築し適切に運営します。

2 安全方針には、次に掲げる事項の趣旨を盛りこむものとします。なお、各社員にその内容を理解させ、実践することができるよう、できるだけ簡明な内容とします。

(1) 関係法令等の順守

(2) 安全最優先の原則

(3) 安全管理体制の継続的改善等の実施

3 安全方針の意義、内容等を深く自覚するとともに、各社員に安全方針の内容を理解させ、その実践を促すため社長の率先垂範により、あらゆる機会を捉え全社員への周知を効果的におこないます。

4 安全方針に関する各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握し必要に応じて見直し（現行の安全方針変更の必要性の有無及び周知方法の見直しを含む）をおこないます。

< 安全方針 >

1. 安全運転は、全ての業務に優先します。

2. 交通ルール の順守を徹底します。

3. 安全運転を常に意識し、事故防止に努めます。

4. 点呼で体調を確認し、体調不良での運転はさせません。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

(1) 安全運転トレーナーを配置し、新人の運転訓練と単独運転見極め判断、および事故発生者に対して運転指導をおこないます。

(2) 全車、通信型ドライブレコーダー、バックアイカメラを搭載し、後退事故削減と事故要因の分析をし、再発防止につなげます。

(3) 乗務前、乗務後にアルコールチェッカーによる点検・確認を実施します。

- (4) 毎月の KYT 訓練（危険予知トレーニング）実施等、安全運転への啓発活動をおこないます。
- (5) 運転記録証明書を 1 年毎に取得し、事故・違反の実態を把握し、指導に活用します。
- (6) 年 2 回、安全推進月間の取り組みをおこない、交通事故・違反の削減につなげます。
- (7) 事故発生事例を速やかに事業所で共有し、再発防止の注意喚起をします。
- (8) 安全運転スローガンとして、「見通しの悪い交差点では、ブレーキペダルに足を乗せて最徐行します。」を掲げ、浸透をはかります。

（輸送の安全に関する目標）

第 5 条 安全方針に基づき各営業所において輸送の安全の確保に関する目標を設定します。

（輸送の安全に関する計画）

第 6 条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成します。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第 7 条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有します。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じます。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重します。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善をおこないます。

（社内組織）

第 8 条 輸送の安全の確保について責任ある体制を構築するため、次に掲げる者を選任します。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) 安全責任者
- (5) その他必要な責任者
- 2 安全責任者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し事業所長を統括し指導監督をおこないます。
- 3 事業所長は安全責任者の命を受け、輸送の安全の確保に対して指導監督をおこないます。
- 4 輸送の安全管理体制図は別に定めます。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第 9 条 貨物自動車運送事業安全規則第 2 条の 6 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任します。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任します。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続きおこなうことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続きおこなうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有します。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の順守と安全最優先が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立・維持します。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施します。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知をはかります。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時内部監査を行い、社長に報告します。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関する、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じます。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理します。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修をおこないます。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理をおこないます。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく計画に従い、重点施策を着実に実施します。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 現場や運行管理者と運転者等との双方向意思疎通を十分におこなうことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努めるものとします。

- 2 関係する部門間情報の流れの滞りや共有不足などに起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため各営業所において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有します。
- 3 現場から報告・上申があった情報について、必要な措置を検討・実施し、それら措置に対する効果の検証、見直しをおこなう仕組みを構築し適切に運用します。
- 4 安全に関わる会議一覧

	週次	隔週	月次	責 任 者	構 成 員
所長会議 (安全運転 委員会)			○	事業運営部部长	事業所長、 その他指名するもの
副所長会議			年 2	事業運営部部长	副所長、 その他指名するもの
安全推進部会			○	次長（指名）	次長（指名）、 マネージャー（指名）、 その他指名するもの
安全運転グル ープ会議			○	グループ長	安全運転トレーナー、 その他指名するもの
経営会議	○			社 長	部次長

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等の報告連絡体制は別に定めます。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努めます。
- 3 安全統括管理者は、重大な事故などの発生時には、事故など発生速報を関係する部局に伝達するとともに、適宜、事故などの内容、原因、再発防止策等を伝達し、全体で迅速且つ的確な対応をはかります。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行います。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施します。

（輸送の安全に関する内部監査）

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了後に結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 日々の輸送活動で発生する輸送の安全に関するトラブルや不具合に対しの確に対処するため、輸送の安全に関する明らかとなった課題等については、その原因を除去するため是正措置を行ないます。また、輸送の安全に係る潜在的課題については、その原因を除去するため予防措置を適時、適切に講じます。是正措置及び予防措置を実施する際には、以下に定める手順で行います。

- (1) 明らかとなった課題等及び潜在的課題等の内容確認
- (2) 課題等の原因の特定
- (3) 是正措置及び予防措置を実施する必要性の検討
- (4) 必要となる是正措置及び予防措置の検討及び実施
- (5) 実施した是正措置及び予防措置の有効性評価

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、事故、災害等に関する報告連絡体制、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、について、毎年度、外部に対し公表します。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表します。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行います。

2 安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に管理します。

- (1) 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録
 - ① 安全統括管理者から社長への報告内容に関する記録
 - ② 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集及び活用内容に関する記録
 - ③ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
 - ④ 内部監査の実施に関する記録
 - ⑤ 是正措置及び予防措置に関する記録
- (2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録
- (3) その他安全管理体制を構築・改善する上で、安全統括管理者が必要と判断した記録

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は代表取締役社長がおこないます。

2016年 8月21日制定
2017年 6月21日改定
2023年 5月21日改定
2025年 4月21日改定